平成２２年（フ）第１３５号
福井市勝見３丁目９番３号　村田マンション203
債務者　藤澤　眞一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
福井県坂井市春江町西長田第10号９番地
債務者　本堂　実玲
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
福井市新田塚２丁目11番６号
債務者　村﨑　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
長野県小県郡長和町和田5308番地283
債務者　堀内　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７１号
長野県東御市海善寺854番地90　市営住宅日向が丘団地Ａ－２－205
債務者　夏山慶子こと　曺　　慶子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８０号
長野県上田市材木町２丁目12番38号　メゾン21東上田208号、前住所長野県上田市緑が丘３丁目４番12号　信栄荘５号
債務者　坂本　祐美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８１号
長野県上田市古里1261番地　市住16号
債務者　山下　照子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７８号
長野県松本市大字島立638－３　リッツパレス１－Ｆ、住民票上の住所長野県松本市大字島立638番地３　ファインシティーモモセ１－Ｆ
債務者　東條　琢磨
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７９号
長野県松本市大字島立638－３　リッツパレス１－Ｆ、住民票上の住所長野県松本市大字島立638番地３　ファインシティーモモセ１－Ｆ
債務者　東條ひろえ
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４５号
三重県伊賀市ゆめが丘４丁目３番地の７
債務者　水本美惠子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１５７号
兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目31番地19
債務者　崎山　貢一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７７号
兵庫県伊丹市荻野５丁目179番地
債務者　戎子百合子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８１号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目６番１号201
債務者　楠本恵津子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８９号
大阪府池田市豊島北１丁目３－23　ハイツ中村２ｎｄ103、住民票上の住所兵庫県川西市錦松台29番20号
債務者　下村　理子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４－303号
債務者　藤井　二郎
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７１号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番24－307号
債務者　金田こと　金　　光秀
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１１号
兵庫県西宮市今津巽町７番３－1405号、前住所広島市安佐北区三入南２丁目20番55号
債務者　仲子こと　李　　一枝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係